

第33回 総会議事録

1 開催の日時 令和5年3月30日（木）午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 島根県民会館 3階 303会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第194号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第195号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第196号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第197号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第198号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第199号 令和5年度松江市農業委員会事業計画の決定について

議 第200号 松江市農業委員会事務局長の任免について

報告第 60号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（16名） 欠席委員（3名） 遅刻委員（0名）

1番 石倉 由美子（出）	2番 足立 裕子（欠）	3番 勝田 達雄（出）
4番 宮廻 彰夫（出）	5番 渡部 文明（出）	6番 吉岡 幸雄（出）
7番 角田 正紀（出）	8番 古藤 俊光（出）	9番 岸本 定朝（出）
10番 角 智則（出）	11番 青砥 芳美（出）	12番 磯部 美津子（欠）
13番 吉岡 雅裕（出）	14番 松本 喜次（出）	15番 永江 りえ（欠）
16番 矢野 秀行（出）	17番 富士本 数彦（出）	18番 高橋 裕典（出）
19番 三島 進（出）		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主任主事	石原 裕子
農地係長	野津 慎一	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努	行政専門員	森田 稔

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第33回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番委員、12番委員から提出されています。また、15番委員から遅刻の旨を聞いています。委員定数19名のうち、16名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。11番委員、13番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と岸本主事にお願いします。

事務局

それでは、議事に入ります。議第194号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

失礼いたします。それでは、議第194号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件14筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに、55番の案件についてご説明いたします。申請は、大野町の現況畑の田3筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、申請地は居住地から離れており、管理がしにくいからです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、申請地は居住地から近く、管理しやすいからです。受人の世帯は、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラック等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

続いて56番の案件についてご説明いたします。申請は、大草町の畑3筆、田4筆、東出雲町今宮の畑1筆、田2筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由も家庭の事情のためです。受人の世帯は、トラクター、田植え機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稲と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に57番の案件についてご説明いたします。申請は、八束町の畑1筆を売買するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人からの要望のためです。受人の世帯は、田植機、耕運機、トラクター、バインダー等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長
13番委員
議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第194号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第194号は原案のとおり許可することに決ま

す。次に議第 195 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

議第 195 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 4 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。

4 条 28 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は福富町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 D 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 531 m²、所要面積も同様の 531 m²です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅 1 棟を建築するものです。追認案件となるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

13 番委員

事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第 195 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第 195 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第 195 号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第 196 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

議第 196 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。議案の 7 ページと併せて事業計画変更説明資料の 3 ページをご覧ください。

初めに、事業計画変更 8 番についてご説明いたします。本案件は、令和 4 年 11 月 29 日付で農地法第 5 条で許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は、●●●●道路改良工事に伴う資材置場、駐車場として使用するため、令和 5 年 3 月 31 日までの一時転用として許可していたものです。その後、転用事業者は、発注された工事内容が増加し、工期の延長が行われるため、引き続き対象地を資材置場、駐車場として使用したいということで、一時転用の期間を令和 5 年 4 月 30 日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。

次に、事業計画変更 9 番についてご説明いたします。本案件は、令和 4 年 10 月 28 日付で農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は西忌部町の 3 筆及び東忌部町の 1 筆で、●●●●発注の●●●●工事に伴い、仮設道路として使用するため、令和 5 年 3 月 31 日までの一時転用として許可していました。今回、作業内容の増加により工期が延期されたため、一時転用期間を令和 5 年 6 月 30 日までとする事業計画変更申請が提出されたものです。

次に、事業計画変更 10 番についてご説明いたします。本案件は、令和 4 年 1 月 28 日付で農地法第 5 条で許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は、●●●●工

事に伴う仮設道路として使用するため、令和5年3月31日までの一時転用として許可していたものです。その後、転用事業者は、既設橋梁の撤去が令和5年度に変更になったことにより、引き続き対象地を仮設道路として使用したいということで、一時転用の期間を令和6年3月31日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 13番委員
議 長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

現地調査は行っておりません。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第196号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第196号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第196号は原案のとおり承認することに決めます。次に議第197号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

議 事 務 局

議第197号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の10ページと併せて、農地法第5条の説明資料の9ページをご覧ください。

初めに、5条115番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は299.61㎡、所要面積は実測面積で300.14㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条116番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は792㎡の内332.74㎡、所要面積も同様の332.74㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条117番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから、第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。許可該当条項は、農地法施行規則第35条第5号で、既存の施設の2分の1を超えない面積の拡張に該当します。転用面積は26㎡、所要面積は隣接する雑種地及び宅地をあわせて1322.84㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、譲受人は隣接する雑種地及び宅地に業務用倉庫を設置しており、その敷地とあわせて資材置場として利用するも

のです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 118 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域から除外済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は642㎡、所要面積も同様の642㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 119 番について説明いたします。借借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東野町の8筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和D区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、仮設道路、表土仮置場、資材ヤードです。転用面積は2,548㎡の内2,309.36㎡で、所要面積は実測面積で2,311.80㎡です。権利の種類は借借権の設定で、一時転用期間は令和7年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事のための、仮設道路、表土仮置場、資材ヤードとして一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 120 番について説明いたします。借借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、工所用仮設道路です。転用面積は415㎡、所要面積も同様の415㎡です。権利の種類は借借権の設定で、一時転用期間は令和5年9月30日までです。事業計画ですが、●●●●工事の施工に伴い、申請地を整備し仮設道路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 121 番について説明いたします。借借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町揖屋の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、現場仮設事務所及び資材置場です。転用面積は1,856㎡、所要面積は隣接する雑種地とあわせて2,655㎡です。権利の種類は借借権の設定で、一時転用期間は令和5年4月30日までです。事業計画は、●●●●工事の施工に伴い、申請地に現場事務所を設置し隣接する雑種地とあわせて資材置場とするものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長
1 3 番 委 員
議 長
3 番 委 員
事 務 局

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。
ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
5条 118 番の説明資料での位置図で、対象地の一部が白く抜かれているが、これはどういった意図があるのか伺う。
説明資料での位置図で白く抜かれている部分は、筆が分かれており、墓地を示して

3 番 委 員
議 長

おります。
ありがとうございます。
ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 197 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号 116 番、117 番以外について採決いたします。議第 197 号のうち、番号 116 番、117 番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第 197 号のうち、番号 116 番、117 番以外は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 197 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号 116 番、117 番について採決いたします。議第 197 号のうち、番号 116 番、117 番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第 197 号のうち、番号 116 番、117 番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に議第 198 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議第 198 号、松江市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。最初に議案の訂正をお願いします。議案の 40 ページ、機構転貸、転 25 の契約終了年月日が令和 10 年 3 月 31 日になっていますが令和 15 年 3 月 31 日に訂正願います。

それでは農用地利用集積計画の所有権移転について、所 1 は八雲地区の案件で、譲渡人は管理できないため、譲受人は経営規模拡大に必要な土地との要望があったため、所有権移転するものです。所 2 は生馬地区の案件で、譲渡人は管理できないため、譲受人は経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

続いて、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利 1、2 は大野地区、新規案件です。利 3、4 は川津地区、更新案件です。利 5～12 は朝酌地区、利 5～9、12 は新規案件、利 10、11 は更新案件です。利 13～16 は持田地区、利 14、15 は新規案件、利 13、16 は更新案件です。利 17～18 は本庄地区、更新案件です。利 19～32 は持田地区、利 27、30～32 は新規案件、利 19～26、28、29 は更新案件です。利 33～41 は大庭地区、利 39、41 は新規案件、利 33～38、40 は更新案件です。利 42、43 は忌部地区、更新案件です。利 44～78 は鹿島地区、利 58 は新規案件、利 44～57、59～78 更新案件です。利 79 は美保関地区、更新案件です。利 80～82 は東出雲地区、利 82 は新規案件、利 80、81 は更新案件です。利 83～93 は八雲地区、更新案件です。利 94～96 は玉湯地区、利 94 は新規案件、利 95、96 は更新案件です。利 97～101 は宍道地区、利 101 は新規案件、利 97～100 は更新案件です。

以上、今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田 6,182.00 m²、畑 589.00 m²、計 6,771.00 m²、相対契約の地目別面積は、田 321,721.00 m²、畑 0 m²、計 321,721.00 m²です。

続いて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。全て機構転貸の案件となります。転 1～28 は一括案件で、転 29、30 は従来案件となります。一括案件の議案には借主が載っております。一括案件ですが、転 1、2 は秋鹿地区、更新案件です。転 3、4 は古江地区、新規案件です。転 5～8 は生馬地区、転 6、7 は新規案

件、転5、8は更新案件です。転9、10は乃白地区、新規案件です。転11～18は鹿島地区、新規案件です。転19は東出雲地区、新規案件です。転20～27は玉湯地区、転22、26、27は新規案件、転20、21、23～25は更新案件です。転28は宍道地区、新規案件です。続いて、従来案件になります。転29は朝酌地区、更新案件です。転30は持田地区、更新案件です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 65,614.00 m²、畑 8,647.00 m²、計 74,261.00 m²となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第198号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第198号は、原案のとおり決定することに決めます。次に議第199号「令和5年度松江市農業委員会事業計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案に基づき、令和5年度松江市農業委員会関係予算及び事業計画(案)について説明)

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第199号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第199号は原案のとおり決定することに決めます。次に、報告に入ります。報告第60号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

事務局 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第33回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員